

広島県オンライン診療活用検討事業

- 新型コロナウイルス感染拡大対策の一環として、診療、服薬指導をオンラインで実施する医療機関、薬局にオンライン診療等に係る経費を助成します
- 関係者（医療機関・薬局・患者）にアンケートを実施し、オンライン診療の活用に向けた検討を進めていきます

対象機関

- ◆ 200床未満の病院、診療所 及び 薬局

参加申込期間

- ◆ 令和3年5月6日から令和3年5月28日まで

※申請医療機関の中から選定を行い、選定医療機関へ補助金交付申請様式を送付します。

助成対象

- ◆ 情報通信機器の購入経費
- ◆ オンライン診療等システム導入に係る初期費用
- ◆ オンライン診療等システム月額使用料

（補助基準額等については次ページを御参照ください）



医療機関へのお願い

- オンライン診療を実施するには、中国四国厚生局へ「オンライン診療料の届出」が必要です。
- オンライン診療は、これを希望する患者に対し実施してください。
- 実施にあたっては、厚生労働省が示す「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（令和元年7月一部改訂）を遵守してください。
- この事業の実施前・実施途中・実施後に、アンケートを実施します。
オンライン診療の課題抽出や改善策の検討を行うため参考とするものですので、御協力をお願いします。
- 院内の掲示やホームページ等において、オンライン診療を実施していることを周知してください。
- この事業を活用する医療機関の名称、住所、電話番号等は、広島県のホームページ等において公表します。



補助対象経費等について

補助対象経費	オンライン診療等を実施するために必要な次の機材，その他設備等の費用 (1) オンライン診療等を実施するために使用する機器（パソコン，タブレット端末，ウェブカメラ，モニター，マイク，ヘッドセット，ルーター等）の購入経費 ※消耗品は対象外 ※リース料可 (2) オンライン診療等を実施するために導入するシステム（アカウント発行，初期セットアップ等）の初期費用 (3) オンライン診療等を実施するために使用するシステムの月額使用料 ※インターネット通信料，クレジットカード決済手数料，患者のアプリ使用料等は対象外
補助対象・上限額	200床未満の病院 50万円
	診療所，薬局 25万円
補助率	10分の10

申込先

- ◆ 広島県医師会保険医事課
電話：082-568-1511
FAX：082-568-2112



オンライン診療の適切な実施に向け，ぜひこの事業の活用を御検討ください



この事業についての問い合わせ先

広島県健康福祉局医務課

電話：082-513-3056

(担当 安部)